

岡山地方裁判所 平成●●年（○○）第●●号 損害賠償請求事件

国側当事者・国

平成21年3月19日棄却・確定

判 決

原告	学校法人A
同代表者理事長	甲
同訴訟代理人弁護士	藤本 徹
被告	国
同代表者法務大臣	森 英介
同指定代理人	片山 健
同	守永 辰夫
同	安藤 直人
同	千同 舞
同	米田 和弘
同	高橋 泰宏
同	山根 明
同	山田 哲也
同	稲田 幹雄
同	高木 幸典

主 文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

被告は、原告に対し、251万9300円及びこれに対する平成19年7月18日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

本件は、法人税法2条6号、同法別表第2に規定する公益法人等に当たる学校法人である原告が、被告に対し、①法人税及び無申告加算税の課税処分が違法であり、②法人税に関する調査の方法が違法であるとして、国家賠償法1条1項に基づき、損害251万9300円（①による損害は、被告が徴収した法人税、無申告加算税及び延滞税の合計に相当する201万9300円であり、②による損害は、無形的損害の50万円である。）及びこれに対する最終不法行為の後である訴状送達の日を翌日を始期とする民法所定年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。

- 1 前提となる事実（証拠等により認定した事実については、かっこ内に証拠等を掲記する。その余の事実については、当事者間に争いがない。）

(1) 当事者等

ア 原告は、B中学校及びB高等学校（以下、併せて「B中学・高校」という。）並びにC高等学校（以下「C高校」という。）を設置している学校法人であり、法人税法2条6号、同法別表第2に規定する公益法人等に当たる。また、原告は、白色申告法人である（弁論の全趣旨）。

甲（以下「甲」という。）は、原告の理事長である。

イ 岡山西税務署は、原告の納税地を管轄していた。

ウ 乙（以下「乙」という。）は、平成16年7月10日から平成19年7月9日までの間、岡山東税務署に特別国税調査官として勤務していた。乙には、これに加えて、岡山西税務署への併任が発令されており、同税務署長から、所得税、法人税、消費税、地方消費税及び印紙税の質問検査章を交付されていた（乙35、証人乙）。

丙（以下「丙」という。）は、平成18年5月当時、岡山東税務署に上席国税調査官として勤務し、乙と同様に、岡山西税務署への併任が発令されて質問検査章が交付されていた（証人乙）。

(2) 原告は、以下の事業を行って収入を得ていた（乙5ないし17、24ないし28、34〔枝番を含む。以下、枝番のあるものにつき同様とする。〕。これらの事業を「本件各事業」と総称する。）。

ア 食堂等の経営のための不動産賃貸借（以下「食堂等賃貸借契約」という。）

原告は、株式会社D（以下「D」という。）に対し、①平成10年4月1日、C高校校舎の一部と建物に付随した厨房施設・その他の設備を、給食業務及び物品（文具）販売を目的として賃貸し、②平成14年4月1日、B中学・高校の校舎の一部と建物に付随した厨房施設・その他の設備を、給食業務及び入寮している生徒に対する洗濯業務を目的として賃貸し、賃料を受領していた。

なお、原告は、上記②の契約の際、Dに対し、給食業務、洗濯業務及び物品（文具等）販売業務を委託した。

イ 電柱の設置のための不動産賃貸借（以下「電柱敷地賃貸借契約」という。）

原告は、電柱等の設置を目的として、①平成7年11月9日、E株式会社に対し、②平成15年11月5日、F株式会社に対し、それぞれB中学・高校及びC高校の敷地の一部を賃貸し、賃料を受領していた。

ウ 基地局等を設置させるための不動産賃貸借（以下「基地局敷地賃貸借契約」という。）

原告は、無線等の基地局の設置を目的として、①平成9年12月12日、G株式会社（現在、株式会社G）に対し、C高校教職員住宅の一部を、②平成9年9月18日、H株式会社（現在、H株式会社）に対し、原告の所有する土地の一部を、③平成15年8月21日、株式会社Iに対し、C高校校舎の一部を、④平成17年3月1日、J株式会社に対し、C高校の不動産の一部を、⑤平成11年10月6日及び同月26日、K株式会社（現在、株式会社K）に対し、原告所有の建物の一部（C高校校舎及び生徒寮の各屋上）をそれぞれ賃貸し、賃料を受領していた。

エ 自動販売機の設置場所を提供する契約（以下「自動販売機設置契約」という。）

原告は、①平成5年9月1日、L株式会社、C高校野球場の一部を使用させることを約し、同社は、原告に対し、営業賦金として、売上げに応じた金額を支払うことを約した。こ

れにより、原告は、同社から、営業賦金を受領していた。

また、原告は、②平成10年12月4日、株式会社Mに対し、C高校敷地を、同校の生徒などに飲料を販売する自動販売機を設置する目的で使用させることを約し、同社は、原告に対し、その売上げに応じた手数料を支払うことを約した。これにより、原告は、同社から、手数料を受領していた。

オ ポロシャツの販売許可（以下「ポロシャツ販売契約」という。）

原告は、N株式会社に対し、C高校の建物内で生徒用のポロシャツを販売させ、その対価として、ポロシャツの販売数量に応じた販売手数料を受領していた。

カ 団体保険に係る集金事務（以下「保険金集金事務委託契約」という。）

原告は、①昭和52年5月20日、O（現在、O生命保険会社）との間で、②昭和59年4月20日、財団法人Pとの間で、③平成5年11月16日、Q保険相互会社との間で、それぞれ、原告の教職員等が加入する団体保険に係る保険料の集金事務を受託し、これらの会社等は、原告に対し、払込保険料の額に応じた事務費又は集金手数料を支払うことを約した。これにより、原告は、上記の会社等から、事務費及び手数料を受領していた。

(3) 調査の実施

ア 国税調査官である乙及び丙は、平成18年5月8日、9日及び同月11日、B中学・高校において税務調査を行った（以下「本件調査1」という。）。)

さらに、乙及び丙は、同月22日及び同月23日、C高校において税務調査を行った（以下「本件調査2」という。）。)

イ 上記調査の結果、岡山西税務署長は、本件各事業はいずれも法人税法上の収益事業に該当するとし、原告に対し、平成13年4月1日から平成14年3月31日まで（以下「平成14年3月期」という。他の事業年度も同様に呼称する。）、平成15年3月期、平成16年3月期、平成17年3月期及び平成18年3月期（以下、平成14年3月期から平成18年3月期までの間の事業年度を「本件各事業年度」と総称する。）の各所得について、法人税の期限後申告を勧めた。

ウ 原告は、それまで、本件各事業が収益事業に当たるとは認識しておらず、法人税の確定申告を行ったことはなく（甲16）、また、上記期限後申告の勧めにも従わなかった。

(4) 法人税等の賦課（甲2）

ア 岡山西税務署長は、平成18年12月26日、原告に対し、本件各事業は法人税法上の収益事業に該当するとして、法人税額の決定処分（以下、本件各事業年度に係る法人税額の決定処分を「本件各法人税決定処分」と総称する。）及び無申告加算税の賦課決定処分（以下、本件各事業年度に係る無申告加算税賦課決定処分を「本件各無申告加算税賦課決定処分」と総称し、これと本件各法人税決定処分とを併せて「本件各決定処分」という。）をした。

本件各決定処分により賦課された税金の合計額は、183万3500円（内訳は、法人税159万6500円、無申告加算税23万7000円である。）であった。詳細は、以下のとおりである。

(ア) 平成14年3月期事業年度分

法人税35万2200円、無申告加算税5万2500円

(イ) 平成15年3月期事業年度分

法人税31万4300円、無申告加算税4万6500円

(ウ) 平成16年3月期事業年度分

法人税34万2500円、無申告加算税5万1000円

(エ) 平成17年3月期事業年度分

法人税29万0100円、無申告加算税4万3500円

(オ) 平成18年3月期事業年度分

法人税29万7400円、無申告加算税4万3500円

イ 本件各決定処分の賦課決定通知書には、いずれも理由が附記されていなかった。

ウ 岡山西税務署長は、平成19年3月8日、原告に対し、延滞税18万5800円（以下「本件延滞税」という。）を賦課した（以下「本件延滞税賦課決定処分」という。）。

(5) 法人税等の徴収

岡山西税務署長は、平成19年3月8日、上記のとおり原告に賦課した法人税159万6500円、無申告加算税23万7000円及び延滞税18万5800円について、滞納処分として原告の所有する預金を差し押さえ、これら全額を徴収した。

(6) 原告は、本件各決定処分を不服として、平成19年1月26日、岡山西税務署長に対し、異議申立てをしたが、同税務署長は、同年4月25日、これを棄却した。

原告は、同年5月30日、国税不服審判所長に対し、審査請求をしたが、同所長は、同年6月20日、審査請求が法定期間の経過後になされたものであるとして、これを却下した。

(7) 法令の定め

ア 公益法人に対する法人税の課税

内国法人である公益法人は、収益事業を営む場合等に限り、法人税を納める義務を負う（法人税法4条1項ただし書、7条）。収益事業とは、販売業、製造業その他の政令で定める事業で、継続して事業場を設けて営まれるものをいう（法人税法2条13号）。

法人税法施行令5条1項は、「法第2条第13号（収益事業の意義）に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業（その性質上その事業に付随して行われる行為を含む。）とする」として、不動産貸付業（5号）、請負業（事務処理の委託を受ける業を含む。）（10号）、仲立業（19号）その他の事業を掲げている。

イ 無申告加算税

税務署長は、納税申告書を提出する義務があると認められる者が当該申告書を提出しなかった場合には、その調査により、当該申告書に係る課税標準等及び税額等を決定する（国税通則法25条前段）。この決定があった場合は、無申告加算税を課する。ただし、期限内申告書の提出がなかったことについて正当な理由があると認められる場合は、この限りでない（国税通則法66条1項ただし書、同項1号）。

ウ 所得税、法人税の調査

法人の納税地の所轄税務署の当該職員は、法人税に関する調査について必要があるときは、法人に質問し、又はその帳簿書類その他の物件を検査することができ（法人税法153条）、所得税に関する調査について必要があるときは、源泉徴収票を提出する義務を負う者に質問し、又はその帳簿書類その他の物件を検査することができる（所得税法234条）。

エ 不服申立ての前置

国税に関する法律に基づく処分不服申立てをすることができるものの取消しを求める訴えは、異議申立てをすることができる処分にあつては異議申立てについての決定を、審査

請求をすることができる処分にあつては審査請求についての裁決をそれぞれ経た後でなければ、提起することができない（国税通則法 115 条 1 項）。

2 争点

- (1) 本件各法人税決定処分の違法性
- (2) 本件各無申告加算税賦課決定処分の違法性
- (3) 本件調査 1 及び 2 の違法性並びにこれによる損害

3 争点に関する当事者の主張

(原告の主張)

本件各決定処分及び本件延滞税賦課決定処分は、憲法に違反し、さらに、課税内容及び手続に重大な違法がある。

(1) 争点(1)（本件各法人税決定処分の違法性）について

ア 法人税法 4 条 1 項ただし書所定の収益事業の内容は、課税の対象に関する重要な根本的事項であるから、法律によって定められていなければならない。ところが、法人税法 2 条 13 号は、法律ではない同法施行令 5 条で定めるよう委任しており、憲法 29 条及び 84 条に違反する。

本件各決定処分及び本件延滞税賦課決定処分は、憲法に違反する上記規定に基づいて行われたものであるから、違法である。

イ 原告は、収益事業を行っていない。

(ア) 原告が行っている事業は教育事業であるところ、本件各事業は、原告が公益法人として営んでいる教育事業に付随する事業であり、独立したものではなく、法人税の課税対象となる収益事業ではない。これによる収益は補助活動収入である。

学校法人である原告が収益事業を行うときは、寄附行為にその旨を定め、知事の認可を受けねばならず、特別の会計として経理しなければならない。しかし、原告は、寄附行為に収益事業ができるという定めを置いておらず、上記認可も受けていない上、本件各事業による収益について特別の会計として経理してもいないので、収益事業を行っていない。

(イ) 収益事業は、継続して事業所を設けて営むことを要するが、原告は、被告が収益事業であるとした事業を、事務所を設けて営んでいるものではない。

ウ 原告には、本件各事業年度における所得はなく、法人税の納税義務がない。

原告の本件各事業による収益、費用、所得等の詳細は、別紙 1 のとおりである。

被告が主張する所得の計算方法は、乙が調査の過程で用いた計算方法とも異なり、恣意的で不当なものである。

収入金に対応する人件費は、別紙 1 のとおり、原告の収入に対する人件費の割合（人件費比率）を、収益事業による収益の合計に乗じる方法で計算するべきである。

寄附金の額も、調査の過程における計算、本件訴訟における当初の主張及び本件訴訟における最終的な主張の間で、その金額がそれぞれ異なっており、合理的に計算されていない。

エ 理由附記がないことは、違法である。

原告は、営利を目的としない学校法人であり、このような学校法人に対し、理由も示さず課税することは、財産権を不当に侵害するものであり、これを許容する法律は、憲法 29 条に違反して無効である。

(2) 争点(2)（本件各無申告加算税賦課決定処分の違法性）について

原告の職員らは、原告が学校法人であることから、法人税の申告義務はないと認識しており、原告の監査をしている公認会計士もそのように考えていた。本件以前には、法人税の調査を受けたこともなく、法人税の申告を勧告されたこともない。したがって、原告は、法人税の申告が必要であるとは全く認識していなかった。

無申告加算税の賦課は、罰則的な意味を持つものであるから、原告のように申告義務があることを知らなかった場合には賦課することができず、本件各無申告加算税賦課決定処分は違法である。

(3) 争点(3) (本件調査1及び2の違法性並びにこれによる損害) について

乙らは、本件調査1及び2を行う際、原告の職員らに対し、専ら所得税の源泉徴収の調査を行うかのように装い、法人税の調査を行うとは告げなかった。ところが、乙らは、本件調査2に当たり、校長や原告の理事長である甲に対して何の挨拶もせず、秘密裏に、所得税の源泉徴収に関係しない帳簿を見て、法人税に関する調査を実施した。このような調査方法は、調査権限を逸脱した違法なものである。

甲は、このような違法な調査により、精神的、肉体的に苦痛を受け、甲の原告における職務遂行に支障が生じた。また、申告漏れがあったとされたことは、原告にとって著しく不名誉なことであり、原告の名誉が毀損され、種々の事務処理上の被害を受けた。こうした原告の無形の損害は、50万円と評価されるべきである。

(被告の主張)

行政処分は、正当な権限がある機関によって取り消されるまでは、一応適法性の推定を受け、有効であると取り扱われること、租税に関する処分について法が不服申立前置主義をとっていることからすれば、取り消されていない課税処分が違法であることを理由として、課税額相当額の損害賠償の支払を求める国家賠償請求が認容されるには、当該課税処分に無効事由、すなわち、重大かつ明白な瑕疵があることを要すると解すべきところ、本件各決定処分には無効事由はない。

そうでないとしても、課税処分のような金銭の徴収を目的とした行政処分については、課税処分が違法であるとして課税された金額相当額の損害賠償を求めて国家賠償請求をすることを認めると、取消訴訟の排他的管轄を実質的に免れしめることとなるので、課税処分の違法を理由とする国家賠償請求が認められるためには、課税処分に重大な違法性があるか、課税処分をした税務署長に、故意又は重過失があることを要する。しかし、本件各決定処分に重大な違法はなく、岡山西税務署長に故意又は重過失はない。

(1) 争点(1) (本件各法人税決定処分の違法性) について

ア 法人税法4条1項ただし書及び同法2条13号の収益事業に関する定めは、課税要件が法律上定められていないものではなく、納税義務が不明確なものでもないので、憲法29条及び84条に違反するものではない。

法人税法4条1項ただし書が、公益法人等の収益事業から生じた所得について法人税を課税することとしている趣旨は、公益法人であっても私企業と同じような事業を営んでいる場合、私企業と競争関係に立つことから、これを非課税とすると課税の公平が失われるためである。そして、同法2条13号も、収益事業として、私企業との競争関係にある典型的な事業として販売業及び製造業を例示しているのである。

このように、法人税法2条13号は、同法4条1項ただし書の趣旨を踏まえて、私企業との競争関係にある事業を収益事業と定めたものであるから、収益事業の内容は、法律によつ

て明確に規定されている。

イ(ア) 本件各事業は、いずれも一般私企業が行う事業と何ら変わりがなく、以下のとおり、収益事業に当たる。

また、法人税法施行令5条1項は、一般私企業との競争関係の有無や課税の公平性の維持など、専ら税制固有の観点から収益事業を規定しており、私立学校法上の「収益事業」と法人税法上の「収益事業」は異なるものである。

a 不動産貸付業について

不動産貸付業とは、不動産を、その用途、用法に従って、他の者に利用させ、対価を得る事業である。

食堂等賃貸借契約、電柱敷地賃貸借契約及び基地局敷地賃貸借契約は、不動産貸付業に該当し、いずれも収益事業に当たる。

また、食堂を賃借しているDは、原告から独立した事業主体であり、食堂経営及び物品販売を自己の計算の下に行っているのであるから、Dが行う給食事業等は、原告の事業に付随するものではない。

b 仲立業について

仲立業とは、他の者のために商行為の媒介を行う事業をいい、商品売買等のあっせんを行う事業はこれに該当する。

自動販売機設置契約及びポロシャツ販売契約は、仲立業に該当し、いずれも収益事業に当たる。

c 請負業について

請負業には、事務処理の委託を受ける業、すなわち、民法上の委任契約及び準委任契約が含まれる。

保険金集金事務委託契約は、上記の請負業に該当し、収益事業に当たる。

(イ) 「事業所を設けて」営むとは、その事業活動の拠点となるべき場所があるという程度の意味である。原告には、主たる事務所、C高校の施設及びB中学・高校の施設があり、事業拠点となる場所があるので、原告は、本件各決定処分の対象となった事業を「事業所を設けて」営んでいるといえる。

ウ 収益の有無

原告の所得計算の内訳及び計算方法の詳細は、別紙2のとおりである。

エ 理由附記がないことの違法性

憲法29条から、直ちに、法人税の決定通知書及び無申告加算税の賦課決定に理由を附記することが要求されているわけではない。

(2) 争点(2) (本件各無申告加算税賦課決定処分の違法性) について

無申告加算税は、申告書の提出がなかったことについて「正当な理由」があるときには賦課されないところ、上記「正当な理由」とは、納税者が法定期限内に申告書を提出できなかったことについて、真にやむを得ない事情がある場合であり、税法の不知又は誤解等、単なる納税者の主観的な事情は含まれない。原告が、法人税の申告義務はないと思っていたことは、原告の法人税法に対する不知又は誤解にすぎず、「正当な理由」には当たらない。

(3) 争点(3) (本件調査1及び2の違法性並びにこれによる損害) について

乙及び丙は、甲及びC高校の事務長である丁(以下「丁」という。)に対し、所得税の源泉

に関する調査を行う際、法人税に関する調査を併せて行う旨を告げた上で調査しており、法人税の調査をすることを秘していたわけではない。

乙及び丙は、所得税の源泉徴収に関する調査のため、原告の職員から任意提出された帳簿、書類等を検査している過程で、法人税の申告がされていないことを発見したものであり、調査目的を偽ったことはなく、証拠を盗み見たこともない。

また、調査の理由すなわち法人税の調査を行うことを告知しなかったとしても、そのことをもって調査手続が違法となるものではない。

第3 当裁判所の判断

1 争点(1)(本件各法人税決定処分の違法性)について

- (1) 法人税法2条13号は、「収益事業とは、「販売業、製造業その他の政令で定める事業で、継続して事業場を設けて営まれるものをいう。」として、課税の対象となる収益事業を具体的に定めることを政令に委任している。

これについて、原告は、収益事業の内容は法律によって定められることを要し、これを政令に委任している法人税法2条13号は憲法29条及び84条に違反すると主張するので、この点について判断する。

ア 租税法律主義(憲法84条)の趣旨から勘案すると、課税要件や徴収手続等のすべての事項が法律自体で定められていることは必要でなく、法律が一定の事項の規定を命令に委任することは可能であるが、委任に当たっては、委任の目的、内容、程度等が限定され、委任の範囲が明らかにされる必要があるものと解される。

イ 法人税法2条は、同法における用語の意義を定めるものであり、同条13号は、「収益事業」の意義について、「販売業、製造業」を示した上で、その他の事業の内容を具体的に規定することを政令に委任するものであるから、委任の目的等は限定されている。

そして、委任の範囲が明らかにされているというためには、政令が定めるべき事業の範囲が限定されている必要があるところ、「収益事業」は、その文理自体において、収益を上げる事業を意味することが明らかである。さらに、法人税法が、原則として法人税を賦課されない公益法人等に対し、収益事業を営む場合には当該事業から生じた所得について法人税を賦課することとした(4条1項ただし書、7条)のは、同種の事業を行うその他の内国法人との競争条件の平等を図り、課税の公平を確保することなどを目的としたものである(最高裁第二小法廷平成20年9月12日判決・裁判所時報1467号326頁)。上記文理及び収益事業に課税する目的からすれば、「収益事業」は、収益を上げる事業のうち、公益法人以外の法人でも行うことができる事業で、これらの法人の事業と競合するものに限られることは明らかである。

ウ したがって、同法2条13号は、政令に対する委任の目的、内容、程度等を限定し、委任の範囲を明らかにしていると解されるから、租税法律主義に反するものではなく、憲法29条及び84条に違反するとはいえない。

(2) 施行令の定める各事業への該当性

ア 食堂等賃貸借契約、電柱敷地賃貸借契約及び基地局敷地賃貸借契約が不動産貸付業に、自動販売機設置契約及びポロシャツ販売契約が仲立業に、保険金集金事務委託契約が請負業(事務処理の委託を受ける業を含む。)に、それぞれ該当することは明らかである。

イ 原告は、本件各事業は、原告の本来の業務である学校事業に付随するものであり、私立学

校法上の収益事業にも当たらず、学校法人会計基準上もこれらの事業による収入は補助活動収入となるものであるから、法人税の課税の対象となる収益事業には当たらない旨主張する。

しかし、法人税法は、上記(1)イのとおり、税法固有の目的から収益事業に課税することとして、収益事業を定めたものであり、たとえ当該公益法人の目的とする事業であっても、収益事業であれば課税の対象とされる。文理上も、私立学校法上、認可等を必要とするのは「収益を目的とする事業」であり、法人税法の定める「収益事業」とは異なる。また、学校法人会計基準上、当該事業による収入が補助活動収入に当たることも、当該事業が法人税法上の収益事業に該当することを妨げない。

なお、食堂等賃貸借契約は、原告の本来の業務である学校経営業務と密接な関係を有するものではあるが、上記のとおり、このことは、食堂等賃貸借契約が法人税法上の収益事業に該当すると認めることを妨げない。

(3) 事業場の設置について

「継続して事業場を設けて営」む（法人税法2条13号）との要件は、臨時的、一時的にのみ行われる事業を収益事業から除外する趣旨で定められていると解される。そうすると、「事業場を設け」とは、その事業の拠点となる物的施設を設けていることをいい、当該収益事業のために特別に物的施設を設けることを要するものではなく、公益事業を行っている施設を収益事業の拠点として使用していれば、当該施設の設置をもって、「継続して事業場を設けて営」むとの要件を充たすもの解すべきである。

本件では、原告は、C高校、B中学・高校の校舎等の施設を有しているところ、本件各事業に係る事務等は、これらの校舎等において行われているものであるから、原告は、本件各事業を、「事業場を設け」て営んでいるというべきである。

(4) 人件費について

ア 税務署長は、内国法人に係る法人税につき更正又は決定をする場合には、内国法人の提出した青色申告書に係る法人税の課税標準又は欠損金額の更正をする場合を除き、その内国法人の財産若しくは債務の増減の状況、収入若しくは支出の状況又は生産量、販売量その他の取扱量、従業員数その他事業の規模によりその内国法人に係る法人税の課税標準を推計して、これを行うことができる（法人税法131条）。

本件において、被告は、原告が収益事業から生じる所得の経理を、収益事業以外の事業（以下「教育事業」という。）から生じる所得に関する経理と区分していなかった（甲5のうち消費収支計算書、弁論の全趣旨）ことから、収益事業から生じる損金（費用）の一部について、推計する方法をとっている。この推計に対し、原告は、被告が費用である人件費を不当に低く計算していると主張するので、この点について判断する。

イ 被告が行った原告の所得計算の内訳及び計算方法は、別紙2のとおりであり、収益事業に係る損金の算定方法の要旨は、損金を①収益事業に係る収入を得るために直接要した費用（減価償却費等）と、②収益事業に関するそれ以外の費用等とに分け、①と②の各金額を合算して収益事業に係る損金を算定する手法をとっている。そして、被告は、上記①の金額を資料に基づいて認定した上、②の費用等の金額については、③収益事業と教育事業に共通して支出された費用を認定するとともに、④原告の総収入に対する収益事業に係る収入の割合を算出し、③の金額に④の割合を乗じることにより、②の金額を推計している。

収益事業に係る損金の上記算定方法のうち、①の金額の認定については、弁論の全趣旨に

より適正なものと認められ、また、②の推計については、推計の必要性が認められ、推計の合理性も肯定することができる。

原告は、推計に係る②の金額のうち人件費について、原告の収入全体に占める人件費全体の割合（人件費比率）を、収益事業による収入に乗じることにより算出するのが合理的である旨主張する。しかし、証拠（甲５）によれば、原告が主張する人件費全体の金額には、教育事業のみに関する教員の人件費が含まれていること、平成１４年３月期においては、人件費全体の金額が約２０億円であるのに対し、教員人件費が１５億円余であり、他の期においても、教員人件費は、大きな割合を占めていることが認められるから、上記人件費比率を収益事業の経費の算定に用いることは不合理であり、原告の主張を採用することはできない。

(5) 寄附金について

原告は、被告の採用する寄附金の計算方法は、不合理である旨主張するので、この点につき判断する。

ア 内国法人が、各事業年度において寄附金を支出した場合において、その寄附金の額につきその確定した決算において利益又は剰余金の処分による経理をしたときは、その経理をした金額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない（法人税法３７条１項。ただし、平成１８年３月３１日法律第１０号による改正前のもの。以下、本条について同様。）。

内国法人が各事業年度において支出した寄附金の額の合計額のうち、その内国法人の資本等の金額又は当該事業年度の所得の金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額を超える部分の金額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない（同条３項）。公益法人においては、収益事業による収益を公益的な事業のために使用するのが通常であると考えられるので、公益法人等がその収益事業に属する資産のうちからその収益事業以外の事業のために支出した金額は、その収益事業に係る寄附金の額とみなして、３項の規定を適用するものとする（同条５項）。

同条３項に規定する「政令で定めるところにより計算した金額」は、内国法人の区分に応じて定められ、学校法人については、当該事業年度の所得の金額の１００分の５０に相当する金額（当該金額が年２００万円に満たない場合には、年２００万円）と定められている（法人税法施行令第７３条１項３号イ。平成１８年３月３１日政令第１２５号による改正前のもの。以下、同条について同様。）。

イ 本件では、被告は、収益事業に係る収入金額から、収益事業の直接経費及び間接経費を差し引いた金額、すなわち収益事業による利益のすべてを寄附金とみなし（別紙２別表５参照）、損金不算入額については、法人税法３７条３項及び同法施行令７３条１項３号イに定めるところにより計算している（別紙２の別表６注１参照）。

このように、被告の主張する寄附金額は、上記法令の規定に従って計算されているので、本件各決定処分における寄附金額の算定に違法は認められない。

ウ 原告は、乙、岡山西税務署職員及び被告の各計算における寄附金の金額がそれぞれ異なるのは、その計算方法が恣意的であるからであると主張する。

しかし、寄附金の金額は、上記のとおり収益事業による利益の額に対応するものであり、これにより左右される。また、上記各規定によれば、公益法人における寄附金の損金算入限度額は、当該事業年度の所得の金額が２００万円以上の場合には、その１００分の５０に相

当する金額となるのだから、損金算入限度額が、当該法人の所得金額により変動するのも当然である。

被告は、本件訴訟において、収益事業による収益の計算に関する主張を訂正しているところ、この訂正により、原告の収益事業による利益の額が変わったので、寄附金額もこれに伴って変動したものであり、原告の主張するように、寄附金額を恣意的に計算したために変動したものとはいえない。原告の主張は採用することができない。

(6) 理由附記について

国税通則法 28 条 1 項及び 3 項は、税務署長が課税標準等及び税額等を決定するときは、税務署長が決定通知書を送達することとし、決定通知書の記載事項を法定しているところ、この中に、法人税を賦課する旨を決定した理由を附記すべきことは定められていない。

原告は、本件各法人税決定処分の決定通知書に処分理由を附記しないことを許容する法律は、憲法 29 条に違反し無効であると主張し、特に、営利を目的としない学校法人である原告に対し、理由を附記せずに法人税を課することは同条に違反すると主張する。しかし、理由の附記は、決定通知書の記載に関する手続上の事柄にすぎず、これを附記すべきことが、憲法 29 条によって要請されているとは解されないものであり、学校法人に対する法人税の課税においても同様である。そうすると、理由附記を定めていない国税通則法の上記規定が憲法 29 条に違反するものとはいえず、上記規定に従って処分理由を附記しなかった岡山西税務署長の行為に違法は認められない。

(7) なお、原告は、本件各決定処分の前に、乙や岡山西税務署職員が原告に対して説明した計算方法と、被告が本件訴訟において本件各決定処分的前提としたと主張する計算方法が異なることから、被告は恣意的に税額を決定しており違法であると主張する。しかし、上記のとおり、原告が不合理であると主張する点について、被告が主張する計算方法が不合理であるとは認められないものであり、法人税の税額等を決定するまでの過程で検討されていた推計方法が、決定に際しての最終的な推計方法と異なることにより、当該決定処分が違法となるものではない。原告の主張は、採用することができない。

2 争点(2) (本件各無申告加算税賦課決定処分の違法性) について

(1) 税務署長は、納税申告書を提出する義務があると認められる者が当該申告書を提出しなかった場合には、その調査により、当該申告書に係る課税標準等及び税額等を決定し (国税通則法 25 条前段)、この決定があった場合は、無申告加算税を課する (同法 66 条 1 項 1 号)。ただし、期限内申告書の提出がなかったことについて正当な理由があると認められる場合は、この限りでない (同項ただし書)。

(2) 原告は、無申告加算税の賦課は罰則的な意味を持つものであるから、申告義務があることを知らなかった場合には賦課することはできないとして、法人税の申告が必要であることを全く認識していなかった原告に対し、無申告加算税を賦課することは違法であると主張する。

しかしながら、単に法を知らず又は法を誤解したために、法人税の納付義務がないと考えていたことは、国税通則法 66 条 1 項ただし書所定の正当な理由には当たらないと解される。また、本件各事業年度に係る申告を行うべき時期において、本件各事業は収益事業に当たらず、これによる所得は非課税であるとの見解が一般的なものであった等、原告が本件各事業による所得は非課税であると信じたのもやむを得ない特段の事情があったことを認めるに足りる証拠はない。私人である公認会計士が、原告に対し、法人税を申告する必要がある旨告げていた

としても、また、原告が、本件に至るまで、法人税を賦課されたことがなく、申告の必要性を指摘されたことがなかったとしても、これらの事情が上記特段の事情に当たるとはいえない。

したがって、岡山西税務署長が、原告に対し、本件各無申告加算税賦課決定処分を行ったことに、違法は認められない。

3 争点(3) (本件調査1及び2の違法性並びにこれによる損害)について

(1) 前記前提となる事実、証拠(甲13、14、乙35、証人乙、同丁)及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

ア 丙は、平成18年4月中旬ころ、B中学・高校の戊(以下「戊」という。)事務長に対し、同年5月8日にB中学・高校に対する源泉所得税の調査を実施すると電話で連絡し、同人から、これについて承諾を得た。

乙は、同年4月14日付けで、甲及び戊に対し、「源泉所得税実地調査に係る事前送付依頼について(お願い)」と題する書面を送った。同書面には、同年5月8日に、所得税の源泉徴収に関する実地調査に着手する予定であること等が記載されていた。

イ 乙及び丙は、同年5月8日、9日及び同月11日、B中学・高校に臨場して、本件調査1を行った。戊らB中学・高校の職員は、乙らに対し、B中学・高校の帳簿類等を任意に提出した。

本件調査1は、当初は、源泉徴収に関する事項を調査するために実施されたものである。乙は、主に賃金台帳、給与明細書等に基づいて、教職員に支給する給与及び手当から適正に源泉徴収がなされているかを調査し、丙は、補助元帳、経費の証票書類等に基づいて、給与以外で支給されているものについて所得税を源泉徴収する必要があるかを調査した。

ウ 丙は、同月9日、補助元帳を調査するうちに、原告に、Dからの設備利用料収入、E株式会社からの電柱を設置している土地の賃貸借契約に係る賃料収入、Q保険相互会社からの事務代行手数料収入等収益事業による収入があることを発見した。

乙は、本件調査1に立ち会っていた原告の職員R(以下「R」という。)に対し、原告が法人税及び消費税の申告をしているかを尋ねた。これに対し、Rは、消費税についてはC高校で把握していると思われるが、法人税については分からない旨述べた。

乙が税務署に戻って調べたところ、原告は法人税の申告をしていないことが分かった。

エ 乙は、B中学・高校での調査を終えるに当たり、戊及びRに対し、原告の法人税申告の要否を判断するために、C高校における収益事業を調査する必要があるので、C高校でも調査を行うこと、このことをC高校の職員に伝えておいてほしいことを告げた。

この際、乙は、源泉所得税について、原告が永年勤続者に渡している旅行券や、保護者会等から教職員に支出されている手当について、所得税の源泉徴収を行うべきであることを指摘した。

オ 乙は、平成18年5月10日付けで、甲及び丁事務長に対し、「源泉所得税実施調査に係る事前送付依頼について(お願い)」と題する文書を送付した。同文書には、同月22日に所得税の源泉徴収についての調査に着手する予定であることなど、B中学・高校に送付された同題の文書(同年4月14日付け)と同旨の内容が記載されていた。甲は、上記書面を見ており、同年5月22日に調査を受けることを認識していた。

カ 丁は、本件調査1の後、戊から、本件調査1で収益事業に関する調査があり、乙らから、食堂等賃貸借契約等は収益事業に該当する事業であるとの指摘がされたと説明を受けてい

た。そのため、丁は、C高校での調査でも、収益事業についての調査があることを知っていた。

キ 乙は、同月22日及び同月23日、C高校において本件調査2を行った。この時、乙は、丁に対し、B中学・高校で問題になった収益事業について聞いているかを尋ね、丁は、聞いていると答えた。そこで、乙は、丁に対し、C高校においても収益事業等について調査し、原告について法人税の申告の必要があるかを検討すると伝えた。これに対し、丁は、「はい、分かりました。」と答えた。

乙は、上記のような丁の態度から、戊及びRに連絡を依頼した事項は、C高校の職員に伝えられていると思った。

ク 乙は、本件調査2の際、丁及び原告の職員であるSに対し、収益事業の収支に係る固定資産台帳、減価償却の明細及び不動産等の賃貸借契約書のコピーを依頼し、丁らはこれらをコピーした。

丁らは、乙に対し、収益事業に関する調査を行うことの理由等を質問しなかった。

ケ 本件調査2を終えるに当たり、乙は、甲に対し、原告には法人税を課税すべき収益事業による収入があると思われるので、申告が必要と思われる旨を告げた。これに対し、甲は、法人税の申告は不要ではないかなどと答えた。

また、乙は、丁に対し、職員に対する永年勤続表彰として交付している旅行券等や、クラブ活動の顧問等に対する手当については、源泉所得税の納付が必要である旨指摘した。

コ 原告の法人関係の事務は、甲が総括しており、B中学・高校及びC高校の事務は、それぞれの事務長が総括していた。

(2) 原告は、乙は本件調査2の際、収益事業ないし法人税について調査を行うことを告げていないと主張し、証人丁の証言中にはこれに沿う部分がある。他方、証人乙は、本件調査2を行うためC高校に赴いた際、最初の挨拶の時点で、原告に法人税申告の必要があるか否かを検討するため収益事業の調査を行う旨述べたと証言する。そこで、上部各証言の信用性について検討する。

乙が、B中学・高校での調査を終えるに当たり、戊らに対し、原告の法人税申告の要否を判断するために、C高校における収益事業を調査する必要があるので、C高校でも調査を行うことをC高校の職員に伝えておいてほしい旨を告げたことは、上記のとおりである。そして、証人丁は、本件調査2の前に、戊から、B中学・高校で収益事業に関する調査が行われたことを聞いており、C高校でも収益事業に関する調査があることを知っていた旨証言する。そうすると、乙らは、原告に対して、収益事業による所得の調査、すなわち法人税の課税に関する調査をすることを隠す意図はなかったと認められ、乙の上記証言は、十分信用することができる。他方、丁の上記証言は、不自然であって、採用することができない。

なお、乙が本件調査2の前にC高校に対して送った書面には、所得税の源泉徴収に関する調査を行う旨のみ記載され、法人税に関する調査を行うことが記載されていないが、このことによっても、殊更に真の調査目的を隠そうとしたものということとはできない。

したがって、乙は、本件調査2を始める前に、丁に対し、法人税に関して収益事業の調査を行うことを告げたことが認められ、原告の上記主張は採用することができない。

(3) 原告は、原告の理事長である甲や校長に挨拶もせず、秘密裏に調査をしたことは違法であると主張する。

しかし、上記認定のとおり、乙は、上記各調査に先立ち、甲並びに事務長である戊及び丁に対し、調査を行う旨をそれぞれ連絡しており、C高校での調査については、甲も、調査が実施される予定であること及びその実施予定日を知っていた。このように、乙は、原告の事務並びにB中学・高校及びC高校の事務の各責任者らに対し、調査を行うことをあらかじめ告知していたものであり、調査を秘密裏に行ったとはいえない。

- (4) また、原告は、乙が、最初から法人税に関する調査を行う目的を持っていたにもかかわらずこれを隠し、所得税の源泉徴収に関係しない帳簿を見て、調査を行っており、これは違法であると主張する。

この点について判断すると、原告の収益事業による収入は、上記のとおり、丙が補助元帳を調査していて発見したものである。そして、証人乙は、所得税の源泉徴収に関する調査においては、給与以外に支給されている金員についても所得税の源泉徴収が適切になされているか否かを検討するため、給与に係る帳簿等のみならず、すべての帳簿等を調査することとなっている旨証言するところ、この証言内容に不自然なところはなく、上記調査方法が不合理であることを認めるに足る証拠もない。そうすると、乙及び丙が、原告に収益事業による収入があることを発見したのは、所得税の源泉徴収に関する調査を行っている際、その調査に伴って当然調査すべき帳簿を閲読し、その過程において発見したものと認められる。

したがって、両調査官が、法人税の調査を行う意図を有しながら、これを秘し、所得税の源泉徴収には関係のない帳簿を見て収益事業の有無を調査したとは認められず、原告の上記主張は、採用することができない。

- (5) なお、原告は、乙が、C高校に臨場して行った本件調査2の後、甲に対し、収益事業収支計算書と題する書面（甲8）を作成し、これを提示して、納税するよう迫ったものであるところ、上記書面における計算は、最終的な本件各決定処分における計算とは大きく異なるものであり、このような根拠を示して納税を迫った乙の行為は違法であると主張する。

しかし、乙が、甲に対し、違法な態様で納税するよう迫ったことを認めるに足る証拠はない上、法人税についての決定までに、税務署職員が示していた見解と、最終的な決定における見解が異なったことにより、直ちに上記見解を示した税務署職員の行為が違法となるものではない。原告の主張は採用することができない。

4 結論

以上によれば、本件各法人税決定処分、本件各無申告加算税賦課決定処分及び調査は、いずれも違法ではなく、原告の被告に対する国家賠償法1条1項に基づく損害賠償請求には理由がない。

よって、原告の請求は棄却することとし、訴訟費用の負担につき民事訴訟法61条を適用して、主文のとおり判決する。

岡山地方裁判所第2民事部

裁判長裁判官 古賀 輝郎

裁判官 芹澤 俊明

裁判官 芝 明子

収益事業の具体的内容

過去5年間の合計

(単位 円)

区分	科目		特載事業 区分	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	18年3月期	5期間合計
収入金	食堂・売店 等使用料	①	不動産貸 付業	7,139,020	7,139,020	6,936,527	6,936,527	6,936,527	35,087,621
	電柱土地 使用料	②	不動産貸 付業	18,700	18,700	41,720	68,720	245,170	393,010
	基地局設 置料	③	不動産貸 付業	125,400	125,400	93,900	125,400	125,400	595,500
	アンテナ 設置料	④	不動産貸 付業	191,450	191,450	222,950	231,350	2,100	839,300
	電柱・支線 等土地使用	⑤	不動産貸 付業	63,540	63,540	24,520	24,520	24,520	200,640
	事務手数 料	⑥	請負業	301,475	297,208	237,765	319,764	225,090	1,381,302
	自動販売 機手数料	⑦	物品販売 業	78,620	81,334	150,350	82,180	0	392,484
	ポロシャツ 販売手数料	⑧	仲立業	275,840	692,095	431,360	67,455	0	1,466,750
	収入金合 計	⑨		8,194,045	8,608,747	8,139,092	7,855,916	7,558,807	40,356,607
費用	減価償却 費	イ	①に係る 費用	2,801,321	2,801,321	2,801,321	2,801,321	2,801,321	14,006,605
	給与	へ	⑨×A	6,432,325	6,706,213	6,405,465	6,111,902	4,489,931	30,145,836
	電気料	チ	⑦に係る 費用	135,000	135,000	135,000	101,250	0	506,250
	間接費	リ		1,462,032	1,788,727	1,199,786	1,362,055	1,324,881	7,137,481
	費用合計			10,830,678	11,431,261	10,541,572	10,376,528	8,616,133	51,796,172
差引収支差額				▲2,636,633	▲2,822,514	▲2,402,480	▲2,520,612	▲1,057,326	▲11,439,565
公益事業へ組 入(寄付)				▲2,636,633	▲2,822,514	▲2,402,480	▲2,520,612	▲1,057,326	▲11,439,565
当期利益				0	0	0	0	0	0
償却超過分				165,627	165,627	165,627	165,627	165,627	828,135
寄付金超過分				▲2,636,633	▲2,822,514	▲2,402,480	▲2,520,612	▲1,057,326	▲11,439,565
事業税認定損					▲80,000	▲71,400	▲77,800	▲65,900	▲295,100
所得金額				▲2,471,006	▲2,736,887	▲2,308,253	▲2,432,785	▲957,599	▲10,906,530
法人税額				0	0	0	0	0	0

(単位 千円)

帰属収入			2,569,381	2,472,407	2,775,730	2,686,540	2,981,601	
人件費			2,019,200	1,927,287	2,186,938	2,091,937	1,774,027	
人件費比率	A		78.5%	77.9%	78.7%	77.8%	59.4%	

本件各事業年度の所得計算の内訳表

(単位：円)

事業年度			平成14年3月期	平成15年3月期	平成16年3月期	平成17年3月期	平成18年3月期	
項目								
収益事業に係る収入金額（注1）			No. 1	8, 182, 188	8, 599, 386	8, 163, 878	7, 802, 325	7, 624, 557
損 金 の 額	減価償却費（注2）		2	2, 743, 876	2, 728, 778	2, 588, 685	2, 467, 701	2, 363, 157
	振込手数料（注3）		3	2, 625	6, 300	6, 300	6, 300	6, 300
	電気代（注4）		4	43, 440	43, 440	43, 440	36, 200	0
	間接経費（注5）		5	1, 514, 737	1, 811, 639	1, 348, 708	1, 341, 889	1, 097, 946
	事業税		6	0	93, 800	95, 700	102, 000	92, 400
	寄附金（注6）		7	3, 884, 909	4, 016, 630	4, 126, 265	3, 975, 515	4, 136, 814
	計		8	8, 189, 587	8, 700, 587	8, 209, 098	7, 929, 605	7, 696, 617
当期利益（1－8）			9	△7, 399	△101, 201	△45, 220	△127, 280	△72, 060
寄附金の損金不算入(注7)			10	1, 884, 909	2, 016, 630	2, 085, 742	1, 975, 515	2, 104, 437
所得金額（9＋10）			11	1, 877, 510	1, 915, 429	2, 040, 522	1, 848, 235	2, 032, 377
所得金額に対する法人税率（注8）			12	22%	22%	22%	22%	22%
所得金額に対する法人税額（11×12）（注9）			13	412, 940	421, 300	448, 800	406, 560	447, 040
納付すべき法人税額（注10）			14	412, 900	421, 300	448, 800	406, 500	447, 000
本件各法人税決定処分における納付すべき法人税額（注11）			15	352, 200	314, 300	342, 500	290, 100	297, 400

注1：No.1の金額は、別表2の合計欄の金額である。

注2：No.2の金額は、別表3－3の金額を本件各事業年度ごとに合計した金額である。

注3：No.3の金額は、Qに対し保険料を振り込む際の振込手数料であるが、保険料の振込みは毎月1回行われており、1回当たりの振込手数料の金額は525円であることから、同額に各事業年度の月数（12か月）を乗じて算出した。なお、当該振込みは平成13年11月から開始されているため、平成14年3月期における振込手数料の金額は、平成13年11月から平成14年3月までの5か月分として算出したものである。

注4：No.4の金額は、Mが設置している自動販売機に係る電気代のうち、電気メーターが設置された日の翌月である平成17年2月から平成18年12月までの期間（23か月）の当該電気代の実額合計8万3268円を当該期間の月数23で除して1か月の平均額3620円を算出し、これを平成13年4月から平成17年1月までの期間（46か月）について、各月の損金の額に算入した。

注5：No.5の金額は、別表4のNo.23の金額である。

注6：No.7の金額は、別表5のNo.21の金額である。

注7：No.10の金額は、別表6のNo.7の金額である。

注8：No.12は、法人税法66条3項（平成18年3月31日法律第10号による改正前のもの）及び経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律16条（平成18年3月31日法律第10号による廃止前のもの）の各規定所定の税率である。

注9：No.13の金額は、国税通則法118条1項の規定により、No.11の金額のうち千円未満の端数を切り捨てた後の金額に、No.12の税率を乗じた金額である。

注10：No.14の金額は、国税通則法119条1項の規定により、百円未満の端数を切り捨てた金額である。

注11：No.15の金額は、甲第2号証の1ないし5の「20」の各欄記載金額と同額である。

別表 2

本件各事業年度に係る収益の額の内訳

(単位：円)

事業年度 項目		平成14年3月期	平成15年3月期	平成16年3月期	平成17年3月期	平成18年3月期
不動産貸付業	D	7,139,016	7,139,016	6,936,520	6,936,520	6,936,520
	K	93,900	93,900	93,900	93,900	93,900
	F	28,520	34,895	39,270	39,520	38,020
	E	41,720	41,720	41,720	68,720	53,720
	T	31,500	31,500	31,500	31,500	31,500
	U	191,450	191,450	191,450	191,450	191,450
	I	0	0	16,800	23,100	0
	J	0	0	0	2,100	25,200
	小計	7,526,106	7,532,481	7,351,160	7,386,810	7,370,310
仲立業	M	22,984	29,953	38,470	39,400	0
	L	55,980	52,980	61,160	31,470	0
	N	275,840	692,095	431,360	67,455	0
	小計	354,804	775,028	530,990	138,325	0
請負業	O	53,898	53,211	53,045	52,215	51,384
	Q	181,670	187,426	177,273	173,675	151,903
	P	65,710	51,240	51,410	51,300	50,960
	小計	301,278	291,877	281,728	277,190	254,247
合計		8,182,188	8,599,386	8,163,878	7,802,325	7,624,557

収益事業に係る減価償却費計算表（C 高校食堂建物分）

取得価額

（単位：円）

資産の内容	資産台帳名称	取得価額	平成 1 3 年 3 月 期末の帳簿残高 A	建物総床面積 B (㎡) (注 1)	食堂に係る床 面積 C (㎡) (注 2)	食堂に係る未 償却残高 D (A×C÷B)
建物	購買商業実習	18,451,000	6,297,953	549	274.5	3,148,977

注 1：B 欄の面積は、登記簿上の床面積である。

注 2：C 欄の面積は、B 欄の面積のうち 1 階部分の床面積である。

償却率

資産の種類	構造又は用途	細目	耐用年数	償却方法	償却率
建物	鉄筋コンクリート造のもの	飲食店用のもの (その他のもの)	41年	定率法	0.055

減価償却額

（単位：円）

項目 事業年度	前期末 未償却残高① (上記 D 又は⑥)	償却率②	償却限度額③ (①×②)	償却費として損 金経理した額④	減価償却費 認定額⑤ (注 3)	期末未償却残高 ⑥(①－⑤)
平成14年3月期	3,148,977	0.055	173,193	461,275	173,193	2,975,784
平成15年3月期	2,975,784	0.055	163,668	461,275	163,668	2,812,116
平成16年3月期	2,812,116	0.055	154,666	461,275	154,666	2,657,450
平成17年3月期	2,657,450	0.055	146,159	461,275	146,159	2,511,291
平成18年3月期	2,511,291	0.055	138,121	461,275	138,121	2,373,170

注 3：⑤の金額は、各事業年度において損金の額に算入することができる金額（③及び④の各金額のうち、いずれか少ない金額）である。

収益事業に係る減価償却費計算表（Ｂ中・高校食堂建物分）

取得価額

（単位：円）

資産の内容	資産台帳名称	取得価額	平成13年3月期末の 帳簿残高A	建物総床面積 B（㎡）（注）	食堂に係る床面積 C（㎡）（注）	食堂に係る未償却 残高D（A×C÷B）
建 物	食堂棟建築工事費	82,096,407	72,792,151	542.62	259.61	34,826,528
電 気 設 備	食堂棟電気設備工事費	4,783,320	2,551,104	—	—	2,551,104
給 排 水 設 備	食堂棟給排水工事費	4,852,330	2,587,909	—	—	2,587,909
空 調 設 備	食堂棟空調工事費	4,295,688	2,291,035	—	—	2,291,035

注1：B欄の面積は登記簿上の床面積であり、C欄の面積は左記のうち2階部分の床面積である。

注2：上記各設備については、食堂で100%使用しているものとしてD欄の金額を算出した。

償却率

資産の種類	構造又は用途	細目	耐用年数	償却方法	償却率
建物	金属造のもの（骨格材の肉厚が4ミリメートルを超えるもの）	飲食店用のもの	31年	定率法	0.072
建物付属設備	電気設備	その他のもの	15年	定率法	0.142
建物付属設備	給排水設備	—	15年	定率法	0.142
建物付属設備	冷房、暖房設備	その他のもの	15年	定率法	0.142

減価償却額（建物）

（単位：円）

事業年度	項目 前期末未償却残高 ①（上記D又は⑥）	償却率②	償却限度額③ （①×②）	償却費として損 金経理した額④	減価償却費 認定額⑤（注）	期末未償却残高 ⑥（①－⑤）
平成14年3月期	34,826,528	0.072	2,507,510	1,641,928	1,641,928	33,184,600
平成15年3月期	33,184,600	0.072	2,389,291	1,641,928	1,641,928	31,542,672
平成16年3月期	31,542,672	0.072	2,271,072	1,641,928	1,641,928	29,900,744
平成17年3月期	29,900,744	0.072	2,152,853	1,641,928	1,641,928	28,258,816
平成18年3月期	28,258,816	0.072	2,034,634	1,641,928	1,641,928	26,616,888

注：⑤の金額は、各事業年度において損金の額に算入することができる金額（③及び④の各金額のうち、いずれか少ない金額）である（以下同じ）。

減価償却額（電気設備）

（単位：円）

事業年度	項目 前期末未償却残高 ①（上記D又は⑥）	償却率②	償却限度額③ （①×②）	償却費として損 金経理した額④	減価償却費 認定額⑤（注）	期末未償却残高 ⑥（①－⑤）
平成14年3月期	2,551,104	0.142	362,256	318,888	318,888	2,232,216
平成15年3月期	2,232,216	0.142	316,974	318,888	316,974	1,915,242
平成16年3月期	1,915,242	0.142	271,964	318,888	271,964	1,643,278
平成17年3月期	1,643,278	0.142	233,345	318,888	233,345	1,409,933
平成18年3月期	1,409,933	0.142	200,210	318,888	200,210	1,209,723

減価償却額（給排水設備）

（単位：円）

事業年度	項目 前期末未償却残高 ①（上記D又は⑥）	償却率②	償却限度額③ （①×②）	償却費として損 金経理した額④	減価償却費 認定額⑤（注）	期末未償却残高 ⑥（①－⑤）
平成14年3月期	2,587,909	0.142	367,483	323,488	323,488	2,264,421
平成15年3月期	2,264,421	0.142	321,547	323,488	321,547	1,942,874
平成16年3月期	1,942,874	0.142	275,888	323,488	275,888	1,666,986
平成17年3月期	1,666,986	0.142	236,712	323,488	236,712	1,430,274
平成18年3月期	1,430,274	0.142	203,098	323,488	203,098	1,227,176

減価償却額（空調設備）

（単位：円）

事業年度	項目 前期末未償却残高 ①（上記D又は⑥）	償却率②	償却限度額③ （①×②）	償却費として損 金経理した額④	減価償却費 認定額⑤（注）	期末未償却残高 ⑥（①－⑤）
平成14年3月期	2,291,035	0.142	325,326	286,379	286,379	2,004,656
平成15年3月期	2,004,656	0.142	284,661	286,379	284,661	1,719,995
平成16年3月期	1,719,995	0.142	244,239	286,379	244,239	1,475,756
平成17年3月期	1,475,756	0.142	209,557	286,379	209,557	1,266,199
平成18年3月期	1,266,199	0.142	179,800	286,379	179,800	1,086,399

収益事業に係る減価償却費認定額（C 高校及び B 中・高校合計額）

減価償却費認定額合計

（単位：円）

事業年度 項目	C 高校	B 中学校・B 高校				合計
	減価償却額 （建物）	減価償却額 （建物）	減価償却額 （電気設備）	減価償却額 （給排水設備）	減価償却額 （空調設備）	
平成14年3月期	173, 193	1, 641, 928	318, 888	323, 488	286, 379	2, 743, 876
平成15年3月期	163, 668	1, 641, 928	316, 974	321, 547	284, 661	2, 728, 778
平成16年3月期	154, 666	1, 641, 928	271, 964	275, 888	244, 239	2, 588, 685
平成17年3月期	146, 159	1, 641, 928	233, 345	236, 712	209, 557	2, 467, 701
平成18年3月期	138, 121	1, 641, 928	200, 210	203, 098	179, 800	2, 363, 157

間接経費計算表

(単位：円)

事業年度		No.	平成14年3月期	平成15年3月期	平成16年3月期	平成17年3月期	平成18年3月期
項目							
収入金額 (注1)	学生生徒等納付金	1	1,500,865,950	1,518,192,600	1,470,745,350	1,489,057,900	1,393,097,630
	手数料	2	49,565,010	46,630,062	45,485,470	44,817,670	56,058,070
	寄附金	3	17,570,305	16,776,931	16,030,704	15,952,662	16,560,023
	補助金	4	743,553,802	730,942,332	797,171,420	784,973,661	748,938,219
	資産運用収入	5	20,793,010	17,921,880	17,038,321	16,768,891	14,870,046
	資産売却差額	6	1,335,991	0	0	0	190,753,770
	事業収入	7	85,407,604	69,867,121	58,772,277	56,804,312	57,058,114
	雑収入	8	150,288,878	72,075,582	370,486,326	278,164,582	504,265,360
	団体保険料事務手数料	9	301,278	291,877	263,658	118,361	128,429
収入金額合計		10	2,569,681,828	2,472,698,385	2,775,993,526	2,686,658,039	2,981,729,661
内収益事業収入 (注2)		11	8,182,188	8,599,386	8,163,878	7,802,325	7,624,557
収益事業割合 (11÷10)		12	0.32%	0.35%	0.30%	0.30%	0.26%
間接経費 (注1及び注3)	役員報酬	13	7,256,744	7,256,744	7,222,380	7,219,256	7,585,370
	職員人件費	14	259,466,510	245,514,291	225,712,953	223,562,403	217,820,628
	退職金 (注4)	15	0	78,770,000	9,262,000	1,547,500	7,139,500
	退職慰労金 (注4)	16	0	600,000	0	25,000,000	0
	退職給与引当金繰入額 (注5)	17	0	2,993,113	35,837,691	0	0
	管理経費 (注6)	18	148,333,128	140,775,811	138,068,328	152,815,769	155,441,847
	借入金利息	19	42,571,902	36,073,399	31,510,036	27,223,707	23,986,705
	資産処分差額	20	15,727,096	4,753,728	1,956,079	9,927,835	8,444,079
	徴収不能額	21	0	874,110	0	0	1,868,951
	計	22	473,355,380	517,611,196	449,569,467	447,296,470	422,287,080
収益事業に係る間接経費の額 (22×12)		23	1,514,737	1,811,639	1,348,708	1,341,889	1,097,946

注1：項目欄記載の科目名(No.1～8、13～21)及びその本件各事業年度の金額は、本件各事業年度分の消費収支算書(甲第5号証)、消費収支内訳書、人件費支出内訳書から抽出したものである。

注2：No.11の金額は、別表2の合計欄の金額である。

注3：No.13ないし21の間接経費は、本件各事業年度分の消費収支計算書(甲第5号証)の各経費のうち、収益事業と収益事業以外の事業とに共通して支出されたと認められる科目及び金額を抽出したものである。

注4：No.15及びNo.16の金額は、本件各事業年度分の消費収支計算書(甲第5号証)に記載された退職金及び退職慰労金のうち、教員分相当額を控除した金額である。

注5：No.17の金額は、本件各事業年度分の消費収支計算書(甲第5号証)上の教員人件費、職員人件費及び役員報酬の合計額のうち、教員人件費の占める割合を求め、これを当該事業年度の退職給与引当金繰入額に乗じて教員分相当額を算出し、当該教員分相当額を当該事業年度の退職給与引当金繰入額から控除した金額である。

注6：No.18の金額は、本件各事業年度分の消費収支計算書(甲第5号証)の管理経費のうち、別表1のNo.3(振込手数料)の金額及び別表1のNo.4(電気代)の金額並びに別表3-2のB中・高校に係る「減価償却費認定額⑤」を控除した金額である。

支出寄附金の額の算出表

(単位：円)

事業年度		項目	平成14年3月期	平成15年3月期	平成16年3月期	平成17年3月期	平成18年3月期
収益事業に係る収入金額（注2）		No. 1	8, 182, 188	8, 599, 386	8, 163, 878	7, 802, 325	7, 624, 557
支出調整額（注3）	F	2	△4, 000	△10, 375	△14, 750	△15, 000	△13, 500
		3	16, 000	19, 375	4, 250	18, 000	18, 000
	I	4	－	－	△16, 800	－	－
		5	－	－	－	16, 800	－
	J	6	－	－	－	△2, 100	△25, 200
		7	－	－	－	－	2, 100
	M	8	△571	△1, 870	△1, 760	－	－
		9	－	571	1, 870	1, 760	－
	L	10	△4, 030	△4, 330	△9, 550	－	－
		11	－	4, 030	4, 330	9, 550	－
	P	12	－	－	△18, 070	△21, 800	△23, 540
		13	－	－	－	18, 070	21, 800
	支出調整額合計		14	7, 399	7, 401	△50, 480	25, 280
支出調整後の収益事業に係る収入金額（1＋14）		15	8, 189, 587	8, 606, 787	8, 113, 398	7, 827, 605	7, 604, 217
収入金額から差引く費用の額（注4）	減価償却費	16	2, 743, 876	2, 728, 778	2, 588, 685	2, 467, 701	2, 363, 157
	振込手数料	17	2, 625	6, 300	6, 300	6, 300	6, 300
	電気代	18	43, 440	43, 440	43, 440	36, 200	0
	間接経費	19	1, 514, 737	1, 811, 639	1, 348, 708	1, 341, 889	1, 097, 946
	収入金額から差引く費用の合計額	20	4, 304, 678	4, 590, 157	3, 987, 133	3, 852, 090	3, 467, 403
支出寄附金の額（15－20）（注1）		21	3, 884, 909	4, 016, 630	4, 126, 265	3, 975, 515	4, 136, 814

注1：本別表により、各事業年度において、収益事業から生じた利益のうち公益事業に寄附金として支出したと認められる金額（施行令78条1項・平成18年3月31日政令第125号による改正前のもの。No.21欄の金額）を明らかにする。

注2：No.1の金額は、別表2の合計欄の金額である。

注3：No.2ないし13の金額は、No.1の金額のうち、収益計上した事業年度と実際に入金があった事業年度が異なるものについて、入金があった事業年度の収益とすべく加算・減算の調整をしたものである。

注4：No.16ないし19の各金額は、別表1のNo.2ないし5の金額である。

寄附金の損金不算入額の計算表

(単位：円)

事業年度 項目			平成14年3月期	平成15年3月期	平成16年3月期	平成17年3月期	平成18年3月期
損金算入 限度額	その他の寄附金額（注2）	No. 1	3,884,909	4,016,630	4,126,265	3,975,515	4,136,814
	所得金額仮計（注3）	2	△7,399	△101,201	△45,220	△127,280	△72,060
	寄附金支出前所得金額 （1+2）	3	3,877,510	3,915,429	4,081,045	3,848,235	4,064,754
	寄附金支出前所得金額の50/100相当額	4	1,938,755	1,957,715	2,040,523	1,924,118	2,032,377
	法人税法施行令第73条第1項 第3号イに定める寄附金の損 金算入限度額	5	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000
	損金算入限度額（注4）	6	2,000,000	2,000,000	2,040,523	2,000,000	2,032,377
損金不算入額（1－6）（注1）		7	1,884,909	2,016,630	2,085,742	1,975,515	2,104,437

注1：本別表により、法人税法37条（平成18年3月31日法律第10号による改正前のもの）所定の寄附金の損金不算入額を明らかにする（その計算過程については、施行令73条1項3号イ・平成18年3月31日政令第125号による改正前のもの規定による。No.7欄の金額）。

注2：No.1の金額は、別表5のNo.21の金額であり、法人税法37条4項（平成18年3月31日法律第10号による改正前のもの）所定の寄附金に該当しない寄附金である。

注3：No.2の金額は、別表1のNo.9の金額である。

注4：No.6の金額は、No.4及びNo.5の各金額のうち、いずれか多い方の金額である。

本件各事業年度の無申告加算税額の内訳表

(単位：円)

項目	事業年度	平成14年3月期	平成15年3月期	平成16年3月期	平成17年3月期	平成18年3月期
	No. 1					
納付すべき法人税額（注1）	No. 1	412,900	421,300	448,800	406,500	447,000
無申告加算税対象額	2	412,900	421,300	448,800	406,500	447,000
無申告加算税の計算の基礎となる金額（注2）	3	410,000	420,000	440,000	400,000	440,000
無申告加算税の割合（注3）	4	15%	15%	15%	15%	15%
納付すべき無申告加算税額（3×4）	5	61,500	63,000	66,000	60,000	66,000

本件各無申告加算税賦課決定処分における納付すべき無申告加算税額（注4）	6	52,500	46,500	51,000	43,500	43,500
-------------------------------------	---	--------	--------	--------	--------	--------

注 1：No. 1 の金額は、別表 1 のNo. 1 4 の金額である。

注 2：No. 3 の金額は、国税通則法 1 1 8 条 3 項の規定により万円未満の端数を切り捨てた金額である。

注 3：No. 4 は、国税通則法 6 6 条 1 項 1 号（平成 1 8 年 3 月 3 1 日法律第 1 0 号による改正前のもの）所定の割合である。

注 4：No. 6 の金額は、甲第 2 号証の 1 ないし 5 の「この通知により納付すべき又は減少（一印）する税額」の「無申告加算税」の各欄記載金額と同額である。